

【43解説文】新田郡前小屋郵尾島町二合併外上申

(明治二十一年：一八八八) (C)

(表紙)

「明治廿一年

永年保存

(朱印)

名 称 区 域

（朱書）庶務部郡市町村名称区域

共十一冊
第四号」

(欄外・朱書)

「至急」

明治二十一年十一月二日

書記 小澤如風

委員長印

委員印印

西群馬郡

北牧村

白井村

カハハヒムラ

川合村

吹屋村

横堀村

上白井村

中郷村

右合併シテ一村ト為スハ、六ヶ村ノ請願ニ起り候
(右合併して一村と為(な)すは、六か村の請願に起こり候)

処、新村名ニ至テハ、上白井・白井ノ二村ハ、白井ノ地名
(處、新村名に至つては、上白井・白井の二村は、白井の地名)

ハ歴史上著名ニ付、之ヲ存シ度旨申出テ、其他四村ハ之ヲ
(は歴史上著名に付、これを存し度旨申し出て、其(そ)の他四村はこれを)

欲セスシテ、長尾氏往時白井ニ拠リシ以来、其恩
(欲せずして、長尾氏往時白井に拠(よ)りし以来、其の恩)

沢ヲ被ムリシヲ以テ、長尾村ト相付シ度旨申出候処、
(沢を被(こう)むりしを以(もつ)て、長尾村と相付し度旨申し出候処、)

何レモ採用オシ難キ場合十付、其地勢利根川東北

(スルモ ○ 苦情ハ免レサルニ付
(ヲ)

何れを採用するも苦情は免(まぬが)れざるに付、其の地勢利根川東北

ヨリ來り、吾妻川西北ヨリ流レテ、合併村々其又ニ

（當たるを以て、頭書（とうしょ）の通り川合村と相定め然（しか）るべきや）

当ルヲ以テ、頭書ノ通川合村ト相定可然ヤ

（より來たり、吾妻川西北より流れ、合併村々其の又（また）に）

相伺候也
（相伺い候也）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

上申書

本年県令第四拾六号分合町郵

（本年県令第四拾六号分合町郵）

御達ニヨリ、本郵ハ尾島町へ合併之義

（御達しにより、本郵は尾島町へ合併の義）

確定相成候処、今般大館郵・安養寺郵

（確定相成り候処、今般大館郵・安養寺郵）

二ヶ郵合郵之義、御諮詢相成候処、

（二ヶ郵合郵の義、御諮詢（しもん）相成り候処）

該郵ニ於テハ聊差支無レ之ニ付、此段連

（該郵に於いては聊（いさき）か差し支えこれ無きに付、此の段連）

署ヲ以テ上申仕候也

（署を以て上申仕（つかまつ）り候也）

新田郡前小屋郵

分合惣代人

飯塚直治郎印

岡田柴三郎印

岡田 代印 岡田三郎印

明治廿一年

九月七日

新田郡長 伊藤祐之 殿